

「平成30年度 柔道整復施術療養費支給申請書点検業務及び柔道整復等に係る療養費支給申請書の検索システムデータ作成業務委託」に係る指名型プロポーザル募集要領

1 業務目的

和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、後期高齢者医療に係る医療費の適正化のため、柔道整復施術療養費支給申請書点検を行うとともに、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージに係る療養費支給申請書の検索システムデータ作成を行う。

2 業務名 平成30年度 柔道整復施術療養費支給申請書点検業務及び柔道整復等に係る療養費支給申請書の検索システムデータ作成業務

3 業務内容 別添仕様書「柔道整復施術療養費支給申請書点検業務及び柔道整復等に係る療養費支給申請書の検索システムデータ作成業務仕様書」のとおり

4 委託料上限額 申請書内容点検委託料 7,029,000円
画像処理業務委託料 2,934,000円

5 参加資格要件

指名型プロポーザルに参加する者は、次の要件をすべて満たしていること。なお、参加資格者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者。（更正手続き開始の決定を受けているものを除く。）
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者。（再生手続き開始の決定を受けているものを除く。）
- (4) 個人情報保護対策の客観的評価のため、この業務を受託するにあたってはプライバシーマーク（Pマーク）などの認証を取得していること。なお、広域連合の要請がある場合には、それを称する書類を提出すること。
- (5) 後期高齢者医療、国民健康保険又は被用者保険において、療養費支給申請書点検業務の受託実績を有するか、現在委託されていること。
- (6) 平成30年2月26日時点で広域連合の入札参加資格を有する者。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

6 選定スケジュール

プロポーザル募集要領等の配付	平成30年2月19日(月)
プロポーザル参加申込書及び質問受付期限	平成30年2月26日(月)
質問に対する回答期日	平成30年3月1日(木)
提案書等提出期限	平成30年3月7日(水)
プレゼンテーション・質疑応答	平成30年3月12日(月)
結果の通知	平成30年3月13日(火)
業務委託契約締結	平成30年4月1日(日)

7 指名型プロポーザル参加申込書の提出について

- (1) 提出書類(提出部数は各1部とする。ただし、提案書については7部。)
 - ア 指名型プロポーザル参加申込書(様式1)
 - ・必要事項を記入し押印すること。
 - イ 保険者等での実績(任意様式)
 - ・過去5年間(平成25年度～平成29年度)の貴社における保険者等での柔道整復施術療養費支給申請書点検業務の実績を記入すること。また、各年度10件以内の記載とする。
 - ウ 提案書及び見積書(任意様式。以下「提案書等」という。)
- (2) 提出期限(提出書類:ア) 平成30年2月26日(月)
(提出書類:イ及びウ) 平成30年3月7日(水)
- (3) 提出方法 広域連合まで直接持参又は郵送のこと。
【持参の場合】上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土日、祝日は除く。)に持参すること。
【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、書留郵便により送付すること。
- (4) 提出先 広域連合事務所(和歌山市吹上2丁目1-22日赤会館9階)
- (5) その他
 - ア 提出された書類は返却しない。提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。
 - イ 指名型プロポーザルに参加申し込みしない(又は参加申し込み後に参加を辞退する)場合は、指名型プロポーザル参加辞退届(様式2)を提出すること。なお、広域連合から交付した関係書類はすべて返却すること。

8 提案書等の体裁等

- ・ 提案書等は、別紙「提案内容及び審査内容について」に基づいて作成すること。（提案書記載事項で表現しきれない事項や資料などを追加しても差し支えない。）
- ・ 提案書等は日本工業規格A4用紙に横書きを原則として作成すること。ただし、十分な表現のために必要な部分については、この限りでない。
- ・ 提案書等は、用紙下部中央に頁番号を付し、左綴じで提出すること。
- ・ 提案書等には、提案内容等をわかりやすく簡素に記載すること。
- ・ 見積書には本体価格と消費税額等を明記し、その合計額は、提案限度価格を上回らないこと。
- ・ 提案書等には提出者名等を記名し、押印すること。

9 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、任意様式で下記まで提出すること。

(1) 提出先

電子メール info@union.wakayama.lg.jp

FAX 073-428-6677

(2) 提出期限 平成30年2月26日（月）17時まで

(3) 提出方法 広域連合業務課まで質問を電子メール又はFAXにて提出のこと。なお、送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

(4) 回答方法 提出された質問を1つにまとめ、電子メール又はFAXにて平成30年3月1日（木）に参加資格のある全事業者に回答する。なお、質問した事業者名は公表しない。また、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

10 失格事項

参加者が、次に掲げるいずれかの項目に該当することとなった場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに提案者が指名型プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限内に提出書類を提出しない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の提案をした場合

(10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

1.1 その他、留意事項

- (1) 提案書等の作成過程で生じた経費等については、広域連合では一切負担しない。
- (2) 提案書等の提出物は選定結果にかかわらず原則として返却はしない。なお、不採用となった場合には広域連合で定めた保存年限満了後、広域連合の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。また、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む。）は和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (3) 提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、広域連合は一切賠償しない。

1.2 問い合わせ先

〒640-8137

和歌山市吹上2丁目1番22号 日赤会館9階

和歌山県後期高齢者医療広域連合 業務課

電話番号 073-428-6688

FAX 073-428-6677

電子メール info@union.wakayama.lg.jp